

2 マーケットインの発想で 輸出にチャレンジする事業者の支援

グローバル産地づくり緊急対策

【令和3年度補正予算額 1,695百万円】

<対策のポイント>

G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用し、輸出事業計画を策定・実行するための経費や、輸出産地サポーターの取組強化を通じた輸出産地の育成の他、地域の加工食品の国際競争力強化等、品目等の課題に応じた取組等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出事業計画策定等に対する支援480百万円

輸出産地がG F Pを活用し、輸出事業計画を策定・実行するための経費を支援します。また、G F Pと連携し、セミナー開催や輸出専門家の派遣等により輸出産地サポーターの取組を強化し、輸出産地を育成します。

2. 品目等の課題に応じた取組支援1,215百万円

品目特有の緊急課題への対応を支援します。

① 青果物輸出産地体制強化加速化事業

② 国際認証取得等支援事業

ア 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

イ GAP認証審査体制強化支援事業

ウ 水産エコラベル認証取得支援事業

③ 加工食品輸出産地確立緊急対策

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等

(1の事業)

定額、1/2

民間団体等

(2①、②ウの事業)

定額

民間団体等

定額、定額(3/4相当)、1/2

農業者
食品製造事業者等

(2②ア、イ、③の事業)

<事業イメージ>

1. 輸出事業計画策定等に対する支援



G F Pを活用した輸出事業計画支援



輸出産地サポーターの取組強化
(セミナー開催・輸出専門家の派遣等)

2. 品目等の課題に応じた取組支援

<輸出先国の規制等に対応した青果物の輸出産地体制強化への支援>

輸出先国の検疫条件や残留農薬基準等に対応した生産体制や品質保持のための流通体制の強化、ロットの確保等に向けた複数産地と輸出事業者による取組を支援

<有機JAS認証、GAP認証取得等への支援>

有機JAS認証、GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP等）の取得や輸出向け商談等の取組、GAP認証審査体制の強化を支援

<水産エコラベル認証取得への支援>

水産エコラベル認証取得の促進に向け、審査の事前準備となるコンサルティングの実施に係る取組を支援

<地域の特色ある加工食品の輸出支援>

国内外のコンサル等と連携し、中国等向けの新商品・サービスの開発、ブランディング、新規販路開拓、相手先国の規制・ニーズにあった商品開発・改良のための機械の開発・改良等を支援

[お問い合わせ先] 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

グローバル産地づくり緊急対策のうち
加工食品輸出産地確立緊急対策

【令和3年度補正予算額 978百万円】

＜対策のポイント＞

加工食品の輸出にあたっては、中小企業単独では難しい食品添加物・包材・包装・表示等の規制が複層的に課せられており、関係者が連携した輸出体制を構築する必要があります。海外の規制・ニーズ等に詳しく、マーケティング、ブランディング立案等が可能な国内外の商社、コンサル等と連携し、**地域の特色ある加工食品を輸出するため、新商品・サービス開発**、GI取得等のブランド構築、輸出先国の規制・ニーズに適合した**商品開発・改良のために機械の改良・開発**等を支援し、タイムリーな海外市場獲得を目指します。

＜事業目標＞

- 加工食品の輸出額の拡大（2兆円〔2030年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 特色ある商品・技術・製法のPRや実証試験等

新規開拓・商流拡大に向けた輸出先国の規制・ニーズにあった商品の**PRや実証試験**、また、**GI取得等のブランド構築**・ECサイトの構築、大手ECサイトへの売り込み・実店舗との連携に係る費用を支援します。

2. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良

輸出先国の規制（食品添加物、容器・包装、表示等）・ニーズに対応する商品の開発・改良に係る費用を支援します。

3. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のために必要な機械の改良・開発等

規制・ニーズ等に対応する新商品の開発・改良、大ロット製造のために必要な施設整備に係る費用を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

新商品の開発・PR等



新商品の開発



試験販売



ECとのマッチング支援

新商品開発に必要な機械の改良・開発等



ニーズ対応商品の開発



賞味期限延長
商品の開発



大ロット製造の
ための機器

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-2068）

農林水産物・食品の輸出事業者等へのリスクマネー緊急対策

【令和3年度補正予算額 5,000百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出に取り組む農林漁業者・食品産業事業者や、農業の大幅な生産性向上に資するスマート農業技術の開発事業者、技術の導入を行う農業支援サービス事業者、経営改善に取り組む食品産業事業者等に対する円滑な資金供給を図る必要があります。このため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、大臣承認を受けた民間投資主体に対し、**日本政策金融公庫が出資による支援**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出拡大（2兆円〔2025年度まで〕、5兆円〔2030年度まで〕）

<事業の内容>

日本政策金融公庫への出資金 5,000百万円

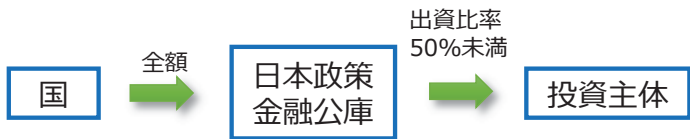
日本政策金融公庫は、農林漁業法人等に対する投資事業を行う**民間投資主体**（投資円滑化法に基づき、大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合）に対して**出資**を行います。

日本政策金融公庫の出資を受ける民間投資主体は、**リスクを分散**して投資事業を営むことが可能です。

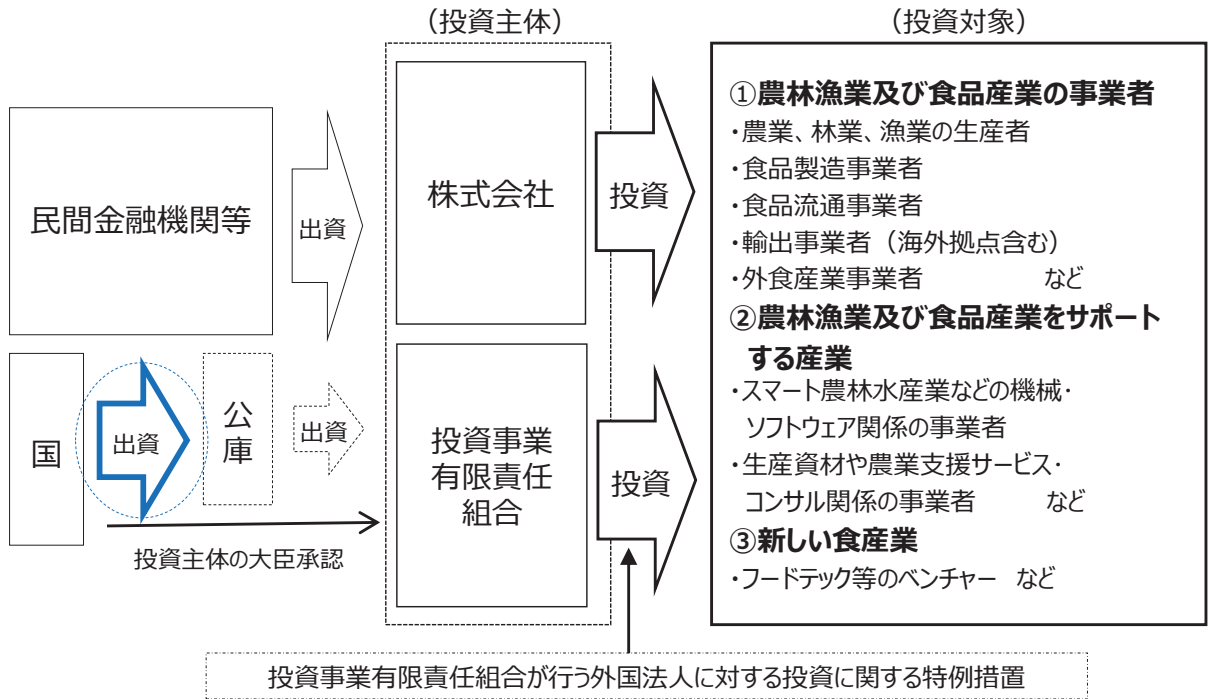
農林漁業法人等が投資を受けるメリット

- ・ 資金使途に制約がない（ただし農林漁業法人等の経営のために使う場合に限る）
- ・ 自己資本の増強に繋がる
- ・ 対外信用力の向上により融資が受けやすくなる

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出企画課 (03-3502-3408)
大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課 (03-6744-2076)

輸出物流構築緊急対策事業

【令和3年度補正予算額 500百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による旅客便の減便、コンテナ不足などの国際的な物流環境の変化に伴う課題への対応が急務となっているところ、農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、**大ロット・混載促進に向けた経済的かつ安定的な輸出物流ネットワークの構築を支援**します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 輸出物流ネットワーク構築に向けた環境調査

大ロット化・混載促進に向け、**産地・物流拠点を単位**とした、**輸出品目・物量、輸出インフラ（空港、港湾、物流施設等）、輸送ルート・輸送手段等の環境調査**及び**ネットワーク形成に向けた関係者の合意形成等**を推進します。

2. 輸出物流構築に向けたモデル実証

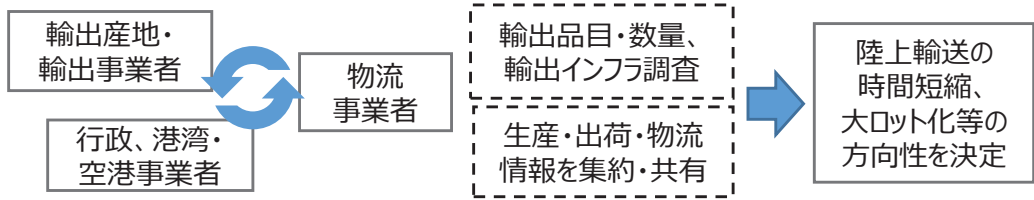
地方の港湾・空港を活用した**最適な物流ルートの確立、大ロット化・混載促進のための拠点確立等**に向けた**モデル実証**を支援します。

3. 輸出物流構築に向けた設備・機器導入

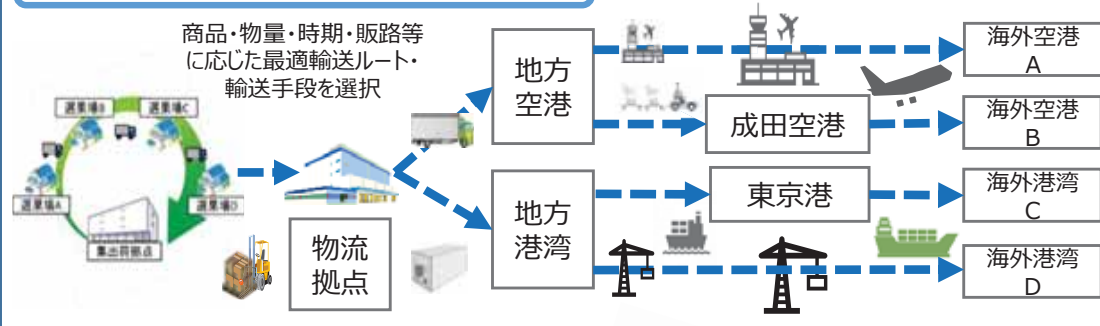
輸出物流の構築に向け、**安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するための冷蔵設備やリーファーコンテナ、デジタル化や業務の自動化・省力化に必要な設備・機器のリースによる導入**を支援します。

＜事業イメージ＞

ネットワーク構築に向けた環境調査



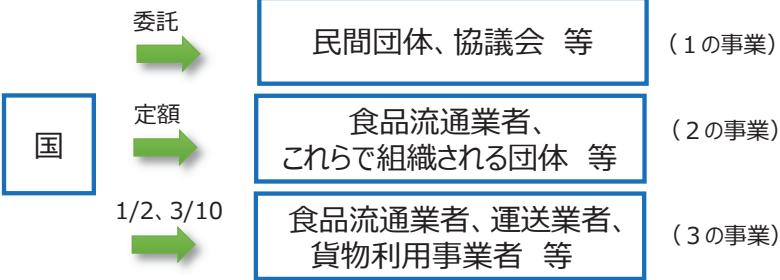
最適物流ルートの確立等モデル実証



輸出物流構築に向けた設備・機器導入



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-3502-8237）

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

【令和3年度補正予算額 2,202百万円】

<対策のポイント>

2030年の農林水産物・食品輸出目標 5兆円の達成に向け、**畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（コンソーシアム）の取組を更に加速化するため、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、プロモーション、輸出先国の求めに応えるための取組に加え、新たなコンソーシアムの育成等を支援します。**

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. コンソーシアムの設立・運営支援事業

産地の畜産農家、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して輸出促進活動に取り組む**コンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援します。**

2. 輸出先国の求めに応えるためのコンソーシアムの取組等支援事業

① 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組への支援

生産農場や食肉処理施設における**牛への頭絡装着の普及・定着**及び米国等向けの食肉処理施設における**血斑発生低減に向けた試験的取組**を支援します。

② 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた対応への支援

シンガポール等向けの食鳥処理施設や生産農場における**サルモネラ菌低減のための取組**を支援します。

3. 新たなコンソーシアムの育成支援事業

輸出戦略上のターゲット国・地域への輸出を計画する産地が、本格的な輸出に先駆けて行う、**コンソーシアムの設立や具体的な商流の構築等に向けたマーケット調査や試験輸出等の取組を支援します。**

4. 畜産物の品質保持・流通方法に係る試験・実証への支援事業

輸出先国やマーケットの求める条件下での**畜産物の品質保持・流通方法に係る試験・実証の取組**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. コンソーシアムの設立・運営



2. 輸出先国の求めに応えるためのコンソーシアムの取組

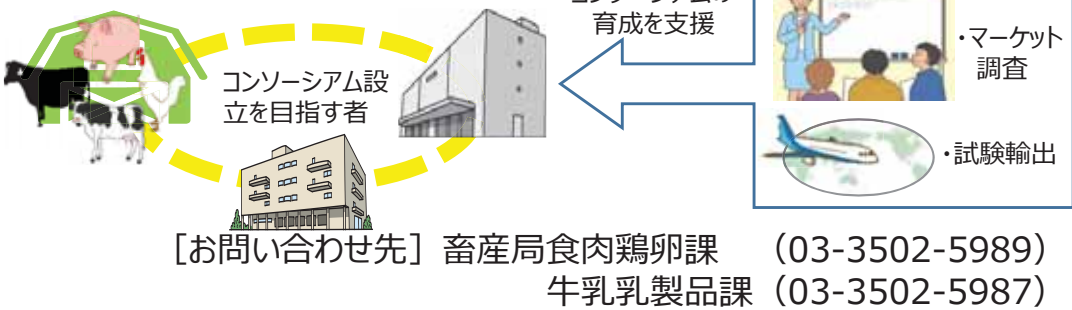
① 動物福祉対応及び血斑発生の低減



② 鶏肉のサルモネラ菌低減



3. 新たなコンソーシアムの育成



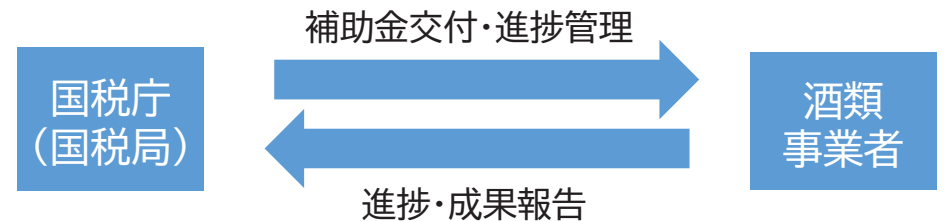
令和3年度補正予算(酒類業振興関係(国税庁)) 【令和3年度補正予算:13.8億円】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による外食産業の落ち込みに伴う酒類消費の大きな減退に対応するため、酒類事業者による販路拡大・消費喚起につながる取組や酒類事業者が直面する課題の解決に向けた新市場開拓のための取組への支援を推進。

また、「伝統的酒造り」の登録無形文化財登録が答申されたこと等を踏まえ、日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録の機運醸成への取組を加速化。

新市場開拓支援事業(8億円)

- 酒類事業者が直面する課題や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で顕在化した課題等に対応した、酒類事業者による**新市場開拓**のための取組を支援(フロンティア補助金)



日本産酒類の販路拡大・消費喚起等推進事業(5.8億円)

販路拡大・消費喚起推進(5.5億円)

- 酒類事業者団体等による**日本産酒類の販路拡大**や**消費喚起**に向けた**各種イベント**や**情報発信**について、有効な開催手法や形態にかかるモデル事例の構築を支援



無形文化遺産登録の機運醸成(0.3億円)

- 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成のためのシンポジウムを開催



デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業

令和3年度補正予算案額 12.4億円

中小企業庁 創業・新事業促進課
商務・サービスグループ
クールジャパン政策課
商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
商務・サービスグループ 商取引監督課

事業の内容

事業目的・概要

- B to Cの越境EC（電子商取引）市場が世界的に急速に拡大している中、日本が世界のEC市場参入に取り残されないためにも、海外展開を目指す中小企業者等に対して、越境EC市場参入のための支援をすることが重要となっています。
- 本事業では、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、コロナ禍によって変化する海外需要を取り込んでいけるよう、越境ECに適したブランディング、プロモーション等を支援します。
- その際、海外展開におけるブランディング、プロモーションに関する知見を持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選定・公表し、中小企業者等と支援パートナーとの出会いの場を創出します。
- また、ECサイト改ざんによる個人情報・クレジットカード番号等の流出など、ECサイトを狙ったサイバー攻撃被害の急増を踏まえ、ECサイトのセキュリティの実態を調査し、対策ガイドライン等の策定・普及を行います。

成果目標

- 事業終了5年後の採択事業者全体の労働生産性について、20%向上を目指します。
- 本事業において脆弱性調査を実施しガイドラインに沿った対策を実施した企業の事業終了1年後の被害数をゼロにすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業

中小企業者等が、越境ECを活用した海外需要の取り込みを拡大させていくために、それに適したブランディング、プロモーション等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。中小企業者等が補助事業に申請する際には、いずれかの支援パートナーを活用したうえで事業を実施することを要件とします。



(1) デジタルツール活用型

優れたコンセプト等を有する中小企業者等の商品について、類似商品との差別化を図るためのブランドの構築と、ブランドの魅力を効果的に発信する取組を支援します。

補助上限：500万円、補助率：2/3以内

（複数者による共同申請の場合は最大、上限5,000万円）

また、バーチャルコンテンツ等の新しいプラットフォームを活用して中小企業者等の海外展開を支援する取組を実証し、好事例の横展開を行うことで、中小企業者等の海外展開支援を高度化します。

(2) 海外で活躍するトップクリエイター活用型

優れたコンセプト等を保有する中小企業者等の商品について、既に海外で活躍するトップクリエイターと海外展開のノウハウ等を有するコーディネーターを活用して、産品全体をその世界観でコーディネートし、効果的に海外に発信する取組を支援します。

補助上限：500万円、補助率：2/3以内

（複数者による共同申請の場合は最大、上限5,000万円）

ECサイトセキュリティ対策促進事業

中小企業者等が運営するECサイトについて、システムベンダー等との契約・運営保守状況や脆弱性に関する調査を行うことで、サイト運営事業者が特に陥りやすいセキュリティの誤解や対策を明らかにし、ECサイト構築時・運営時に留意すべき事項をまとめたガイドラインやモデル契約の策定・普及を行います。

中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業

貿易経済協力局 貿易振興課
通商政策局 経済連携課

令和3年度補正予算案額 11.4億円

事業の内容

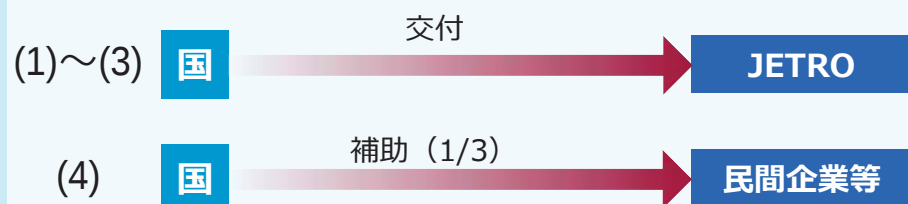
事業目的・概要

- 来年早期に見込まれるRCEP協定の発効や、先進国地域等のワクチン接種の進展による消費の回復を捉えて、中堅・中小企業の海外展開を推進することが重要です。
- RCEP協定は、我が国の貿易総額の約5割を占める地域との経済連携協定です。特に、我が国にとって主要な輸出相手国である中国及び韓国との初めての経済連携協定であり、これらの国への輸出関税の大部分が撤廃される他、15カ国で共通の電子商取引のルール等が整備されます。こうした状況変化を踏まえて、RCEP協定の参加国向けを中心として、越境EC市場への参画や海外展開計画策定の支援を実施します。
- また、RCEP協定等のEPAの利活用を一層進めるためには、中堅・中小企業へのきめ細かな情報提供・相談体制等を強化するとともに、EPA関連手続きの効率化を図る必要があります。
- このため、①中堅・中小企業の越境EC市場を通じた海外展開支援、②新たに海外展開に取り組む中堅・中小企業の販路開拓支援、③中堅・中小企業のEPA利活用のための情報提供・相談体制の強化、④EPA関連手続きを簡素化するツールの開発に係る実証に取り組めます。

成果目標

- 中堅・中小企業の海外展開に関する政府目標（2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする）

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）越境EC市場等を通じた海外展開支援

- RCEP協定の参加国を中心に、海外主要ECサイトにおける「ジャパンモール」の設置拡充を行うことに加え、デジタルを活用した優良バイヤーの発掘、日本製品のファンコミュニティの形成などにより、中堅・中小企業のオンラインでの販路開拓を支援します。

（２）新たに海外展開に取り組む販路開拓へのサポート

①海外展開に取り組む企業の段階に応じたサポート

- 「新輸出大国コンソーシアム」において、海外展開計画の策定、商談支援等、各段階での適切な支援を実施します。

②マーケティング調査・プロモーションの実施

- 農林水産品・食品について、経済活動再開を踏まえた現地のニーズ・市場の変化を早期に捉え輸出を促進すべく、マーケティング調査や試飲会・試食会等のプロモーションを実施します。

（３）EPA利活用促進のための情報提供・相談事業

- RCEP協定の発効を見据え、①利用者に対するセミナーの開催や、②パンフレット・解説書等の作成・配布、③相談対応、④新聞や雑誌等の媒体への記事掲載等も活用した周知広報、⑤通関トラブル等に備えた情報収集・調査を実施します。

（４）EPA関連手続きの効率化に係る実証事業

- RCEP協定の利用による成長を、中堅・中小企業まで波及させるために、EPA関連手続きを簡素化するツール開発に係る実証を支援します。

高品質で効率的な輸出物流構築推進調査事業

事業の目的

令和2年11月に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、海外におけるコールドチェーンの拠点整備・確保の方策等について検討することとなっている。

このため、輸出先国から日本への輸入貨物が見つからず、コスト高となることが普及の妨げの一因となっている鮮度保持コンテナ※について、輸出先国から日本への貨物(帰り荷)を確保するため、発着荷主同士をマッチングさせた上で輸送実証を行い、コンテナの回送削減を図るノウハウを蓄積・共有を図るとともに、併せて鮮度保持など技術的評価を実施。

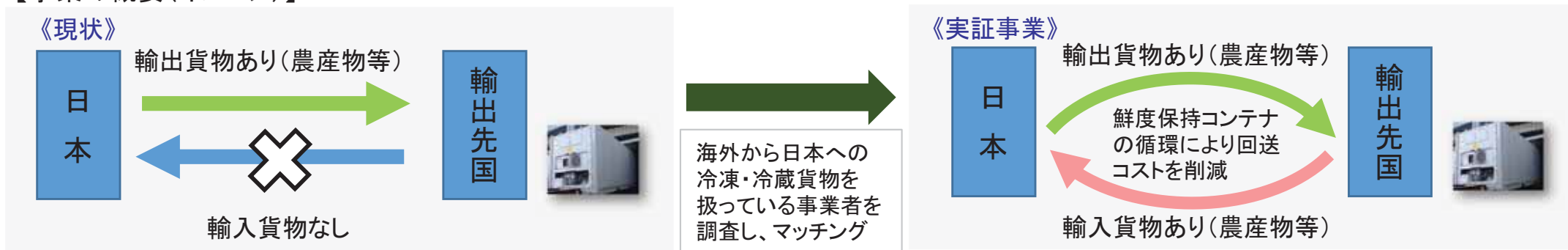
※鮮度を長期間保持することを目的としたコンテナ

事業の概要(鮮度保持コンテナ利用促進実証事業)

鮮度保持コンテナの回送削減に向け、農産物等の輸出を行っている事業者と海外発日本行きの冷凍・冷蔵貨物を扱っている事業者をマッチングさせた上で輸送実証を実施する。同実証の結果を評価・分析し、得られた成果を輸出関連事業者へ横展開を図るとともに、併せて輸出した農産物等について、輸出先で鮮度検査や帰り荷のコンテナ管理のノウハウを確認し同コンテナ活用の技術的な評価を実施するとともに、関係事業者に共有を図る。

また、併せて鮮度保持コンテナの利用状況と需要について調査を実施するとともに、海外発日本行きの冷凍・冷蔵貨物の輸入量についても調査を実施する。

【事業の概要(イメージ)】



・実証事業の結果を、品質、技術、経済性、効率性及び持続可能性の観点から評価・分析。得られた成果を輸出関連事業者に横展開することで、鮮度保持コンテナの普及を促進する。

(実証事業に必要な経費の例)

・輸出関連事業者等が実施する実証事業に係る経費

※貨物のマッチングに係る経費、船舶による輸送費用、鮮度保持コンテナのリース費用、鮮度評価に係る費用 等